

市営墓地使用

市営墓地の使用に際し、次の場合には手続きが必要です。

■市営墓地

中ノ平・市木・海潟

■手続きが必要な場合

- ① 新たに使用を希望する場合
 - ② 使用地を返還する場合（墓石は使用者において撤去すること）
 - ③ 使用権を承継する場合
 - ④ 使用者の住所・氏名の変更
- ※使用している区画の管理は使用者の責任です。無管理となり、近隣からの苦情が来ているケースもありますので、草刈等の管理をお願いします。

※許可を受けた方が亡くなった場合など、必ず手続きをお願いします。

■改葬許可について

墓地に埋葬されている遺骨を他の墓地や納骨堂へ移動させる場合には、改葬許可の手続きが必要です。許可を受けるためには、現在の墓地管理者の確認と新しい墓地等の受入証明などが必要です。詳しくは生活環境課までお問合せください。

◎問い合わせ先

生活環境課 施設管理係
☎0994-32-1297

垂水市火災予防条例を改正

本市では、市民の皆さまの安全を一層確保するため、「垂水市火災予防条例」の一部を改正しましたのでお知らせします。

■改正の概要

- ① 林野火災注意報発表・林野火災警報発令を追加しました。
- ② 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に（たきびを含む）を追加しました。
- ③ 消防長は、届出の対象となる期間および区域を指定することができますようにしました。

■施行日 令和8年1月1日

■条例の閲覧方法

垂水市ホームページ

「例規集・火災予防条例・規則」

※条例の改正内容や各種手続きについてお気軽にお問合せください。



▲詳しくはこちらへ



◎問い合わせ先

消防本部 予防係 内線2500

忘れないで！収入（所得）の申告

■市県民税の申告の必要性

- ① 市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算出基礎
- ② 国民年金の免除や公営住宅、保育園等の手続きに必要な証明書の基礎資料

■申告受付期間

2月2日（月）～3月16日（月）

※土曜、日曜、祝日は除く

■市役所で相談ができない期間

2月2日（月）～3月5日（木）

※税務課職員が各申告会場に向くため。

■申告書送付時期

1月中旬～下旬

① 郵送により配布します。

② 申告書の配布がなくても申告が必要な場合があります。

■申告対象者

令和8年1月1日現在、垂水市に住所がある方

※次の①～④のいずれかに該当する方は、申告の必要はありません。

- ① ご自身で確定申告をされる方
- ② 給与のみの収入で勤務先での年末調整により所得税が確定している方

③ 公的年金のみの収入で年間の収入金額が次の金額以下の方

- ・ 昭和36年1月1日以前生まれで収入が148万円以下の方
- ・ 昭和36年1月2日以降生まれで収入が98万円以下の方
- ④ 親族に扶養されている方

※健康保険の扶養とは異なります。

■申告に必要なもの

- ① 申告書
- ② マイナンバーカード
（配布された方のみ）
- ③ 前年中の収入がわかるもの
（帳簿・源泉徴収票・給与明細等）
- ④ 各種控除を受けるための書類
（領収書、証明書、障害者手帳等）
- ⑤ 医療費控除に係る領収書は、事前
に人・病院・薬局ごとに集計して
ください。
- ⑥ 通帳
（確定申告を
行い所得税
還付を受け
る場合）



※確定申告書の提出について

本市の申告会場で作成する確定申告書は、申告される皆様の利便性向上や税務行政の効率化のため、電子データで税務署へ提出しております。電子データでの提出には、**申告者の利用者識別番号（16桁）**が必要になりますので、すでに利用者識別番号をお持ちの方は、税務署から送付される「**確定申告のお知らせハガキ**」や「**利用者識別番号等の通知書**」等の利用者識別番号が確認できる書類を持参ください。

なお、利用者識別番号を未取得の方は、国税庁 HP または申告会場で取得できます。

■その他確定申告会場

- ① 会場 鹿屋税務署
- ※電話で事前連絡が必要です。
- ② 期間 2月16日（月）～3月16日（月）
- ※土曜、日曜、祝日は除く
- ③ 連絡先 ☎42-3127（自動音声案内）

▼申告相談期間と場所【税の申告は3月16日（月）までに済ませましょう！】

日時	【受付時間】午前部（9時～11時）		【受付時間】午後部（13時30分～15時30分）	
	対象地域	会場	対象地域	会場
2日（月）	上園・川下・中園・中村	境地区公民館	大園・田村・上芦戸・下芦戸	境地区公民館
3日（火）	浮津	浮津公民館	上ノ原・二川・高野	牛根地区公民館
	深港	深港公民館		
4日（水）	牛根麓	牛根麓公民館	大中野・小中野・上ノ村	辺田公民館
5日（木）	中浜	中浜公民館	岳野	岳野公民館
6日（金）	大野原・高峠・垂桜・駒ヶ丘	大野地区公民館	野久妻	野久妻公民館
9日（月）	小浜・脇登・迫田・岡・源園・大浜	協和地区公民館	恵比須・崎山・東和田・西和田・飛岡・温泉場・松元	協和地区公民館
10日（火）	下園・上ノ中・浜1・浜2	中俣公民館	瀬角1・瀬角2・脇田1・脇田2	中俣公民館
12日（木）	上市木・中市木	中市木公民館	下市木1区・下市木2区・下市木3区	市木公民館
13日（金）	城山団地	城山団地公民館	城山団地（※15時まで受付）	城山団地公民館
16日（月）	上馬場・上犬之馬場・敷根町	市民館大ホール	上町・下福町・下町	市民館大ホール
17日（火）	本町・栄町	市民館大ホール	早馬・上松原・下松原	市民館大ホール
18日（水）	旭町・県営住宅・県営下宮団地	市民館大ホール	下宮町・錦江町 錦江町定住促進住宅	市民館大ホール
19日（木）	上原田・下原田・平之町 田上・蛸迫	市民館大ホール	上中馬場・下中馬場 上後馬場・下後馬場	市民館大ホール
20日（金）	港・黒瀬・芝原	市民館大ホール	上俣江・下俣江・葛迫・尾迫	市民館大ホール
24日（火）	上ノ宮・上新御堂・下新御堂・牧 水之上団地・水之上定住促進住宅	三和センター	上水之上・下水之上 本高城・上本城・下本城	三和センター
25日（水）	内ノ野・新光寺・井川・田畑	今川原公民館	上馬込・下馬込・今川原・段	今川原公民館
26日（木）	錦町・新生・西1・西2	柘原地区公民館	西中・上東・下東・並松・上比良	柘原地区公民館
27日（金）	下比良・江良迫・西比良 比良・上中村	柘原地区公民館	下中村・上市之園 下市之園・柘原下	柘原地区公民館
3月	2日（月）	中元垂水1・中元垂水2	上元垂水1・上元垂水2 下元垂水1・下元垂水2	元垂水公民館
	3日（火）	大浜上・大浜中・大浜下	感王寺・田中川内	新城地区公民館
	4日（水）	小谷・浦川内上・浦川内下	宮脇上・宮脇下 諏訪上・諏訪下・大都	諏訪下公民館
	5日（木）	麓上・麓下	潮彩町	潮彩町公民館
6日（金）～16日（月） ※土日を除く	【対象】上の期間に申告できない方 【受付時間】午前8時45分～午前11時45分・午後1時～午後4時30分		市役所税務課	

税務課 市民税係 ☎0994-32-1111（内線130・131）